

# 平成27年度 宗像市立城山中学校区いじめ基本方針

宗像市立赤間西小学校

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(第2条)において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの防止等の対策に関する基本的な姿勢

すべての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を拒絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめ」に向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。

## 2 いじめ未然防止（未然防止のための取り組み等）

### (1) 未然防止の考え方

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人ひとりを大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題の指導方法等については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努力する。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。

### (2) 主に教師に求められること

- 小中一貫教育を推進し、Jスタイルの授業を通して「わかる授業」づくりに取り組む。
- 城山中校区小中一貫教育の共通目標である「3つのJ」（『自主：学ぶ意欲』『自律：規範意識』『自信：自己存在感』）を身に付けた子どもの育成に努める。
- 積極的生徒指導を推進し、学習規律・学習態度の徹底を全教員で取り組む。

### (3) 主に児童生徒に育むこと

- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳の時間を通して、いじめは人として許されない行為であること、命はかけがえのないものであることをしっかりと考えさせる。
- 学級活動を通して、お互いを認め合い、支え合う集団づくりを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力の育成を図る。
- 小・中および地域との連携した事業を通じて、地域の一員であることの自覚と異学年交流を活性化し、異なる世代との交流を通じて相手を理解し思いやる心が大切であることを考えさせる。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための取り組み等）

#### （1）いじめの早期発見の考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識にたち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明にあたっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場にたった指導を行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導・助言を仰ぎ連携して対処する。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導・支援に努める。

#### （2）いじめの早期発見のための措置

- 授業だけでなく休み時間にも声をかけて、「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイント」をもとに、様相チェックを心がける。
- いじめに特化した簡易版アンケート、学校生活アンケート等を毎月実施する。  
また、いじめに特化した無記名アンケートを学期に1回調査することで、児童生徒の一人ひとりの変容をとらえる。
- アンケート調査等では、周囲の目が気になって事実をかけない児童生徒の悩みにこたえるために、相談ポストを設置し、一日1回はポストを確認し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
- 学期に1回の教育相談週間を設定して面談等を行うことで、児童生徒の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努める。問題の解決にあたっては、事実関係を的確に把握し、関係職員を中心にきめ細かく、組織的に対応する。
- 学級や部活動の保護者会や家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや家庭チェックリストを配布して、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、学校と家庭との連携を図る。

### 4 いじめに対する措置

#### （1）基本的な考え方

- 相談・通報を受けた場合、その状況や対応の経緯等について、適切な処置により客観的な事実確認を行う。
- 被害児童生徒の権利利益を擁護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等の柔軟な対応に努める。
- 加害児童生徒に対しても、教育的配慮をもとに別室指導等毅然とした対応を行う。また教育上必要がある場合は、教育基本法第11条に基づき、児童生徒に対して懲戒を加える。

#### （2）いじめの発見や通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- 児童生徒の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し対応する。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保する。

- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに報告し、情報を共有する。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って宗像市教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童生徒の保護者に連絡する。
- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認める時は、宗像警察署と相談して対処する。
- 児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに宗像警察署に通報し、適切に援助・協力を求める。

### **(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援**

#### **《いじめられた本人に対して》**

- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 良い点を認め励まし、自信を与える。
- 人間関係（交友関係）の修復・確立を目指す。
- 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。

#### **《保護者に対して》**

- いじめの事実を正確に知らせる。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 教職員間のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

### **(4) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言**

#### **《いじめた本人に対して》**

- いじめの事実確認、背景、理由等を確認する。（基本的に調査用紙に書かせる。）
- 不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- いじめられた子供の辛さに気づかせる。
- 課題解決のための援助を行う。
- 体験活動を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

#### **《保護者に対して》**

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い協力を得る。

### **(5) いじめがおきた集団への働きかけ**

- いじめを見ていた児童生徒に対して自分の問題としてとらえさせる。
- いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

## **(6) ネット上のいじめへの対応**

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、宗像市教育委員会情報担当職員に連絡し、直ちに削除する措置をする。
- 家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われているいじめに関する内容の周知に努める。
- 「ネットによる誹謗中傷・いじめ防止」をテーマに、年1回生徒児童と保護者が学共に学ぶ学習会を実施する。

## **5 重大事態の対応**

### **(1) 重大事態の発生と調査**

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。
- 宗像市教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

### **(2) 調査結果の提示及び報告**

- 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を、宗像市教育委員会に速やかに報告する。

## **6 いじめ防止のための職員研修**

- 4月初めに、いじめ基本方針、いじめ理解に関する研修会を行い、全ての教職員の共通認識を図る。
- 夏季休業中に、スクールカウンセラー等の専門家を招聘した研修会や特別支援教育の視点にたった児童生徒理解の研修会を行う。

## **7 その他（各取り組みのPDCAサイクルについて）**

- 学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営評議委員会等に報告する。
- 各学期末に「取り組み評価アンケート」を行い、校内いじめ対策委員会で検証を行い、取り組みの計画を見直していく。

## **8 いじめ防止等の対策のための組織**

### **(1) 組織の役割・機能**

#### **ア いじめ防止対策推進法（第22条）にかかる組織について**

- 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止対策のための、校内いじめ問題対策委員会を設置する。
- 校内いじめ問題対策委員会では以下の取り組みを行う。
  - ・未然防止など、学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗の確認、定期的検証

- ・教職員の共通理解と意識の啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・構成員の決定
- ・重大案件への対応
- ・小中一貫してのいじめ事象の方針・対応の確認と重大事案の協働
- ・議事録の作成と保管

#### イ いじめ防止対策推進法（第28条）【重大事案】に係る調査のための組織について

○下記（2）から、第22条にかかる組織の構成員と第28条に係る調査のための組織の構成員、事案の性質に応じて校長が指名すること。なお、第28条にかかる調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断をおおぐものとする。

#### （2）組織の構成等

赤間西小学校		校内いじめ問題対策委員会	
		名前	校内での役職
組織 の 構 成 員	教職員（8名）		校長
			教頭
			主幹教諭（教務主任）
			養護教諭
			心チーム（低学年）
			心チーム（中学年）
			心チーム（高学年）
			特別支援教育コーディネーター
	外部専門家（4名）		スクールカウンセラー
			宗像市役所子ども相談センター
			宗像警察署 スクールサポーター
			赤間西地区主任児童委員

◎協議内容に、社会福祉の立場からの意見が必要な場合に参加する。

## 9 いじめ防止等の年間指導計画

### ◎宗像市立赤間西小学校（平成27年度）

月	1 早期発見の取り組み			2 いじめ問題等の校内研修	3 教育相談体制	評価
	教師の視点	児童生徒の視点	保護者の視点			
4	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト 活用	・ともだちアンケート ・相談ポスト	家庭訪問	・職員研修（いじめ基本方針、いじめ理解、気になる子の交流） ・初発型非行防止【万引き防止】 (3年)		
5	・校内いじめ対策委員会 ・校区生徒指導担当者会	・ともだちアンケート ・相談ポスト	家庭訪問	・ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止（3年・4年）		
6	・校内いじめ対策委員会	・ともだちアンケート ・相談ポスト		・薬物乱用防止（5年・6年）		
7	・校内いじめ対策委員会 ・校区生徒指導担当者会	・ともだちアンケート ・相談ポスト	家庭用リーフレットの配布	・ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止（5年）	教育相談 (二者面談)	
8			個人懇談	・SCによる職員研修（小中） ・特別支援の視点にたつ児童生徒理解の研修会		
9	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト 活用	・ともだちアンケート ・相談ポスト				
10	・校内いじめ対策委員会 ・校区生徒指導担当者会	・ともだちアンケート ・相談ポスト		・初発型非行防止【占有離脱物横領防止】（4年）		
11	・校内いじめ対策委員会	・ともだちアンケート ・相談ポスト	・ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止	・ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止（6年・保護者）		
12	・校内いじめ対策委員会 ・校区生徒指導担当者会	・ともだちアンケート ・相談ポスト		・初発型非行防止【万引き防止】 (5年)	教育相談 (二者面談)	
1	・校内いじめ対策委員会 ・いじめチェックリスト 活用	・ともだちアンケート ・相談ポスト				
2	・校内いじめ対策委員会 ・校区生徒指導担当者会	・ともだちアンケート ・相談ポスト		職員研修（気になる子の交流） ・初発型非行防止【占有離脱物横領防止】（6年）		
3	・校内いじめ対策委員会	・ともだちアンケート ・相談ポスト				